

管 理 規 定

社会福祉法人 若杉福祉会

若 杉 保 育 園

第1章 総 則

(事業所等の名称など)

第1条 社会福祉法人若杉福祉会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりにする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 若杉福祉会 若杉保育園
- (2) 所在地 沖縄県那覇市首里大名町1丁目64番地5

(施設の目的及び運営方針)

第2条 若杉保育園（以下「当園」という）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用児童」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程をふまえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等をおこなうよう努めるものとする。
- 5 当園は、那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日条例第68号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

第2章 利用定員

子ども・子育て支援法

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という）39人

(2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という）のうち、満1歳以上の子ども36人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども15人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	合計
15名	18名	18名	20名	19名	90名

2 前項に関わらず、入園待機児童解消の為、上記定員を超えて受け入れることが出来るものとする。

第3章 提供する保育等の内容

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育方針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。（以下同じ）第7条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 擁護と教育の一体的な提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 延長保育事業
- (6) 発達支援保育事業
- (7) 一時預かり保育事業
- (8) 特別保育事業（琉舞・郷土芸能・体育あそび）
- (9) その他保育に係る事業等

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり、配置する職員の職種、職員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長1名（常勤専従）

園長は職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務を掌理する。

- (2) 副園長1名（常勤専従）

副園長は園長を補佐し、経理事務管理、財務、相談業務等を行う。

(3) 主任保育士1名（常勤専従）

主任保育士1名は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括・指導・支援する。

(4) 副主任保育士1名（常勤専従）

副主任保育士1名は、主任保育士を補佐し、保育内容等について他の保育士を統括・指導・支援する。

(5) 保育士は、16名以上

保育に従事しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(6) 看護師1名

看護師の専門家として、体調不良やケガの対応、感染症などの予防、検診の対応などを主な役割とする。

(7) 子育て支援員1名

子育て支援員は、保育士のサポートをし、保育士に代わって保育業務を行い、支援員として児童の保育に当たる。

(8) 保育補助1名

保育補助は、保育士のサポートをし、食事の介助、室内の清掃、洗濯などの業務を保育士に代わって行う。

(9) 調理員4名（常勤専従1名、非常勤2名、パート職員1名）

栄養士の作成した献立に基づき、調理業務及び食育に関する活動を行う。

(10) 栄養士1名（嘱託：大田なつき）

利用児童の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食にかかる献立を作成するとともに、食育のための計画の作成など必要な業務を行う。

(1 1) 事務員 1 名 (副園長も兼任)

事務員は、園の経理事務、労務事務に従事し、園の円滑な運営の為、園長を補佐する。

(1 2) 用務員 1 名

用務員は室内外の清掃業務、安全対策に対する業務を行う。

(1 3) 嘱託医 (花城内科医院・しんざと歯科) 年 2 回。

嘱託医は、児童の健康管理に関する業務を行う。

(サービスの心得)

第 6 条 職員は、この規定及びこれに付随する諸規定を守り、園長の指示に従い、職場の秩序を維持するとともに、保育従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

(職員の相互の連携)

第 7 条 法人の事務所及び保育園従事職員は、連携を密にして、社会福祉法人としての機能の発揮に努めるものとする。

第4章 児童の処遇

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始

(12月29日から1月3日)、祝祭日、慰霊の日を除く。

- 2 保育を提供する日であっても、災害等により保育の提供に支障がある場合は、この限りではない。

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- 2 保育標準時間認定にかかる保育時間

当園の開所時間（7時から18時まで）の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は18時から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

- 3 保育短時間認定にかかる保育時間

当園の開所時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。尚、その時間の上限は8時間までとし、それを超える場合及び上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は開所時間内及び16時30分から17時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払う。

- 2 当園は支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害などの緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育費用基準額（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときはこれに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- 2 那覇市の定める利用承諾期間が終了したとき、または利用児童が小学校に就学したとき。
- 3 子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとして市町村方の報告があったとき。
- 4 その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(利用にあたっての留意事項)

第13条 当園の利用にあたっての留意事項は別に定める。

(家庭保育への協力願い・送迎時の駐車のこと・入園のしおり)

第5章 非常災害対策

(緊急時における対応方法)

第14条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用児童の主治医に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が生じた場合は、那覇市、利用児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えて消防計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め少なくとも毎月1回以上、避難及び消火にかかる訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修を実施するとともに虐待の懸念について報知があった場合の調査体制や責任者の設置など必要な措置を講じるものとする。(マニュアル化)

- 2 当園は、児童に対する虐待のあること、またはその懸念が看取された場合、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第6条ほか関係法令に基づいて、関係機関と連携を図るものとする。

第6章 記録の整備

(記録の整備)

第17条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 特定教育・保育の提供にあたっての計画。
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

(平成26年内閣府令第39号) 第19条に規定する、保育給付に関する保護者の不正についての市町村への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

※保存年数は、内閣府令、及びそれに基づく「那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の第34条に「5年間」とされているので、それを下回ることはできない。なお「児童表は当該児童が小学校を卒業するまでの6年間は保存すること」。

(その他運営に関する重要事項)

第18条

1 入園手続き

那覇市より入園決定通知を受けた者は、児童票を記入し園での面接をうける。

2 退園手続き

保護者において園児を退園させる場合は、退園10日前までにその理由を那覇市こどもみらい課に届出るものとする。もし届出を怠った場合は、その月の保育料を納めなければならない。

3 投薬

保育所において、薬を与える場合は、医師の指示に基づいた薬に限定します。

その際には、保護者に医師名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した予薬依頼票を持参し、直接担任に手渡して下さい。

4 アレルギーについて

園ではアレルギー疾患の児童の食事については、医師の診断のもと、除去食、代替食を行っている。その様な症状でお困りの方はご相談下さい。尚、年に一度、医師の診断書の提出が必要となる。また、除去食依頼書を園へ提出する。

5 個人情報の取り扱いについて

園で発行される園だより、クラスだよりにおいて、お誕生日紹介の覧に個人名の記載をする。又、園の行事やクラスの様子をブログで紹介する際には写真掲載となるが、名前掲載、写真掲載に不都合がある場合には、個人情報取り扱い確認書を提出する。

入園して3日以内に連絡がない際は承諾したものとみなす。

(利用者負担額等の受領)

第19条 若杉保育園は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次にあげる費用の額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。

- (1) 日用品、文房具、その他の特定教育。保育に必要な物品の購入に要する費用。
- (2) 保育にかかる行事への参加に要する費用。
- (3) 食事の提供に要する費用。
- (4) 保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用。
- (5) 保育施設の利用において、通常必要とされるものにかかる費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの。

(6) 保育施設は、各号の支払いを受けた場合は、支払いに係る領収書を保護者に対し交付しなければならない。

※ 保育園は支払いを求める際は、あらかじめ、当該支払いに係る金銭の使途及び、額並びに支給認定保護者に金銭の支払いを求める理由について保護者に対して説明を行う。

(保護者に対する支援)

第20条 当園は、発達上の支援を必要とする園児とその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。

2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立などを支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、園児の快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(秘密の保持)

第21条 当園の職員は、業務上知り得た園児及びその保護者の秘密を保持する。

2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 職員でなくなった後においても同様に秘密する。

(苦情解決)

第22条 当園は、保護者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付責任者、第三者委員苦情受付の窓口を設置し、保護者などに対して公表するとともに、苦情に対して、必要な措置を講ずる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申請との話し合いの解決に努める。その結果、その必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

第三者委員連絡先

山入端 涼 那覇市首里石嶺町 3-225-4 098-6856-1359

宮城 志乃ぶ 那覇市首里大名町 1-279-6 090-3790-7302

第7章 雑 則

(改正)

第23条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人若杉福社会理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

改正：平成30年4月1日

改正：平成31年4月1日

改正：令和元年10月1日

改正：令和2年 4月1日

改正：令和3年 4月1日

別表 第10条関係)

項目	目的、負担を求める理由	金額
延長保育料金 (開所時間内)	短時間認定児童が16時30分～ 17時30分の間を利用する延長保育 の料金	日額 300円
延長保育料金 (開所時間外)	18時～18時30分(後延長)	月額 2,500円 日額 300円
主食費 副食費	3歳以上児の主食給食に要する経 費徴収方法は口座振替とし主食費 ・副食費の合計6,500円とする 。 <u>手数料100円+税</u> が保護者負担 となる。	主食費月額 700円 副食費月額 5,800円
一時預かり事業 (無償化対象外児童)	市内 3歳未満児 市外 3歳未満児	日額 2,000円 日額 2,500円
一時預かり事業 (無償化対象児童)	市内 3歳以上児 市外 3歳以上児	日額 1,500円 日額 2,000円

- ※ 一時保育預かり保育の日数については、基本15日以内と定められているが、保護者の仕事
上、必要な場合には、利用限度日数18日までは利用ができることもある。
- ※ 給食費は、市内、市外未満児においては、保育利用料に含まれています。
無償化対象児童に関しては、別途徴収とする。(日額300円)

保護者会費：月額 500円 (6期に分けて徴収する)
自然体験：1,000円～2,000円程度 体験内容に応じて料金設定は異なる

同 意 書

当保育園における保育の提供に当たり「若杉保育園管理規程」に関する説明を受けました。

社会福祉法人 若杉福祉会
若杉保育園 園長 喜田絹代

私は、若杉保育園の利用にあたっての「若杉保育園管理規程」について説明を受けました。

令和 年 月 日

児童氏名

保護者氏名

子との続柄

保護者住所
